

## 第一章 林野所有と林業経営

福島康記

### 第一節 我が国の林業経営と林野所有の特徴

まず、我が国の林野所有の形態的特徴を示す。第1表は、林野の保有形態別の面積である（保有山林とは、所有山林から貸付林、分収させている山林を除き、借入山林、他人の山林に分収契約している山林、割地してもらっている山林で割替えされる山林を加えたものである）。大面積の国家的土地所有として都道府県・市町村有（公有林）と財産区（市町村有とともに複雑な権利関係を含む場合が少なくない）の存在、私有林における所有の偏在——大多数の零細所有と少数の大所有——等、いくつかの特徴をあげることができる。

木材の生産には、原生林・天然林の採取―森林の育成行程を欠く採取的林業、森林の育成行程を含む育成的林業の二形態があり、歴史的には前者の発展の中に後者が追隨している。我が国では後者の産物の割合がふえてきているが、世界的にみれば前者の割合は圧倒的に高い。我が国の建築材需要に限れば後者の比率は高まるが、木材供給の三分の二を輸入材が占めるのだから、そこでも前者が主体である。この木材の輸入を含め、市場の動向は林業生産の分

第1表 保有形態別林野面積

(単位:千ha)

区		分	面積
合		計	25,198
国 有	計		7,524
	林 野 庁	小計	7,221
		部分林・官行造林地以外	6,953
		部分官行造林地	112
林野庁以外の官庁		156	
林野庁以外の官庁		302	
民 有	計		16,674
	森林開発公団		353
	公 有	小計	2,948
		都道府県	1,171
		市町村	264
区産		1,202	
私		311	
私		14,373	

(出所) 農林水産省 1980年世界農林業センサス林業調査報告書(林業事業体編) 1981.

析にとり重要である。我が国の市場にかかわる林業生産全体の中に、我が国の林業を位置づけなければならぬ<sup>(1)</sup>。

さらに、育成的林業に関して、森林の育成(育林生産)は土地の所有者が担い、天然林を含めて林木を伐倒し、丸太として搬出する素材生産は、土地所有者と異なる素材生産業者が担うのが通例である。森林の育成とその伐出まで同一主体が担うものを一貫生産と呼び、通例と区別している。この大規模のものは、国有林の(素材の)直営生産である(国有林総生産量一千二〇〇万立方メートルのうち五〇〇万立方メートル)。

素材生産業者については、生産規模が零細であり(年生産量二千立方メートル以下の業者数 七六パーセント)、兼業形態のもの(八九パーセント)、それも他業を主とするもの(五六パーセント)が多い。これら諸経営は、中小規模の林家が自家労働で育林を行うほかは、素材生産、育林とも雇用労働によっている。林業では広く資本主義的生産関係の進展をみているのである。

我が国の市場にかかわる林業の育成(育林生産)は土地の所有者が担い、天然林を含めて林木を伐倒し、丸太として搬出する素材生産は、土地所有者と異なる素材生産業者が担うのが通例である。森林の育成とその伐出まで同一主体が担うものを一貫生産と呼び、通例と区別している。この大規模のものは、国有林の(素材の)直営生産である(国有林総生産量一千二〇〇万立方メートルのうち五〇〇万立方メートル)。

素材生産業者については、生産規模が零細であり(年生産量二千立方メートル以下の業者数 七六パーセント)、兼業形態のもの(八九パーセント)、それも他業を主とするもの(五六パーセント)が多い。これら諸経営は、中小規模の林家が自家労働で育林を行うほかは、素材生産、育林とも雇用労働によっている。林業では広く資本主義的生産関係の進展をみているのである。

我が国の市場にかかわる林業の育成(育林生産)は土地の所有者が担い、天然林を含めて林木を伐倒し、丸太として搬出する素材生産は、土地所有者と異なる素材生産業者が担うのが通例である。森林の育成とその伐出まで同一主体が担うものを一貫生産と呼び、通例と区別している。この大規模のものは、国有林の(素材の)直営生産である(国有林総生産量一千二〇〇万立方メートルのうち五〇〇万立方メートル)。

素材生産業者については、生産規模が零細であり(年生産量二千立方メートル以下の業者数 七六パーセント)、兼業形態のもの(八九パーセント)、それも他業を主とするもの(五六パーセント)が多い。これら諸経営は、中小規模の林家が自家労働で育林を行うほかは、素材生産、育林とも雇用労働によっている。林業では広く資本主義的生産関係の進展をみているのである。

我が国の市場にかかわる林業の育成(育林生産)は土地の所有者が担い、天然林を含めて林木を伐倒し、丸太として搬出する素材生産は、土地所有者と異なる素材生産業者が担うのが通例である。森林の育成とその伐出まで同一主体が担うものを一貫生産と呼び、通例と区別している。この大規模のものは、国有林の(素材の)直営生産である(国有林総生産量一千二〇〇万立方メートルのうち五〇〇万立方メートル)。

素材生産業者については、生産規模が零細であり(年生産量二千立方メートル以下の業者数 七六パーセント)、兼業形態のもの(八九パーセント)、それも他業を主とするもの(五六パーセント)が多い。これら諸経営は、中小規模の林家が自家労働で育林を行うほかは、素材生産、育林とも雇用労働によっている。林業では広く資本主義的生産関係の進展をみているのである。

[注]

(1) 市場の動向の中には市場構造の問題がある。差し当たり、関連して、国産建築材需要は中小工務店にかかわっていることを指摘しておく。

## 第二節 林業における資本主義の進展

### 一 林業資本主義化の問題

一九五〇年代に入ってから、林業経済研究は活況を呈してくる。それまで林学はドイツ林学の影響の下にあり経営学的な見方が中心であったし、経済学の分野では、農地改革の評価をめぐって林野の土地改革が行われぬことに地主制の

残存を求める議論が盛んだった時期であるが、林学の産業的發展や、一国の經濟政策の中に林業政策を位置づけ、林業に經濟学の新しい照明を当てようとした諸研究は、林業の研究者や学生達に大きな魅力を与え、順次、林業經濟研究者をふやしていった。初期的林業經濟研究の中心的なテーマは、林業の發展ないし近代化をはばむ基本的な矛盾はなにかを検出することにあつた。福本和夫氏が、山村において賃労働者の析出が進んでいる実態によって、山林經營の近代的性格を強調したが（福本和夫 『新旧山林地主の実態』 東洋經濟新報社 一九六五年）、それにもかかわらず、資本、土地所有にまつわる非近代性を多くの論者が問題としたのであつた。

林業における資本と土地所有の問題を、總体的論理的に明らかにしようとした最初の論稿として、石渡貞雄『林業地代論』（農林統計協会 一九五二年）はとりわけ注目される。

石渡氏はそこで次のように述べている。

史的に資本主義が純粹に近く發達した国において、林業は原始林・天然林採取伐出業としての林業しか成立しないし、また發達しない。造林とくに人工造林は、生産期間の長期性ゆえに、林木價格の驚くべき、しかも生産過程で付与される価値以上の高騰を成立の条件とするため、資本主義はそれに耐えられず、国营造林や補助金を必須とする。

我が国の林業については、資本の經濟法則が林業を全面的に従属させない以前の封建的生產關係を一部もち、一部失つてゐる。採取的林業と育成的林業との間に資本進出の著しい不均等性がみられる。林業ないし山林が資本に掌握されることにより、農民的林業（労賃採算）、地主林業（金利採算）の低い生産力の限界を超え、採取過程の生産力が不均等に發達し、その過程を資本が担い、資本に従属した地代法則を生み出す。

我が国の林業の基本的な矛盾は、資本と土地所有の關係に表われ、資本家的造林の採算条件が木材價格に形成される以前に土地所有者による造林が進み、それが奥地への採取林業の展開（資本主義林業）を扼してゆく。

林業展開の大筋の理論的構築は、すでにここにみられるように思えるのである。

続く岡村明達氏にあつては、石渡理論を基本的に受け継ぎながら、農業における資本主義發展の二つの道の理論、林業における國家の役割の重視、育林資本の利子生み資本的性格、一貫經營化こそが林業資本主義化の方向、といふいくつかの理論装置ないし命題を核とする發展の理論そして資本主義構造論として理論を構成している点特徴的である（岡村明達 『林業資本主義化の諸問題』 『林業經濟』一〇四―一〇六号 一九五七年。同 『林業における土地問題』 『林業經濟』一四三号 一九六〇年。同 『日本林業における構造問題』 『林業經濟』一四七号 一九六一年）。

林業では、育林の技術的性格（自然力に強く依存し、労働粗放、林木に一定の成熟期がない）により所有がつねに經營に優先し、育林資本は利子生み資本的性格をもつことから、土地所有者は土地の買増しや有価証券投資と等置する行為として造林を行い、農業においては寄生地主化した地主が、林業では括弧つきのブルジョア化の道、地主經營の道を選ぶ。

林業のこの地主的徑路の發展は非近代的地主的林野所有制が高額地代を現象させ、資本主義的發展は資本制地代の成立を制約し、造林・伐出兩部門にわたり低い賃金が目立ち、それが高い地代の支柱となっている。地主林業は立木処分が重要な部分を占め、素材生産業者は高い地代の前に圧倒され、技術的發展とりわけ機械の使用が遅れ、低賃金や立木買付の巧拙に依存した商人資本的投機業者的性格を根強くもっている。民有林や国有林立木処分地での庄屋制の再編、前期的下請生産の残存もそれに結びついてみられる。

伐出資本は一貫經營化の進行によってやがて駆逐されるべきものであり、それ自体林業資本主義化の未成熟状態に対応して存在しえた浮き沈みの激しい過渡的資本とみなされるべきものである。

一方、山林經營は、多くの賃労働者も大資本も必要とせず、ただ広い林野を占有して、資本制と封建制との混合に

よって経営を行うことができるから、早くから資本制生産に適應しやすい（カウツキー『農業問題』）。しかし、山林所有者が資本家的意図をもつ限り、造林業を一個の産業として成立せしめえない。一貫経営化の形態がその発展の方向であつて、蓄積は主として製材、伐出等木材関連部門において行われる。この場合林木蓄積は、バルブ資本、製材資本その他関連産業の貯蔵原料として維持される。この地主のブルジョア化は極めて遅々たるものであるが、その道を土台とした独占の林業政策は、国による山林備蓄と直営生産の早からの発足を必然とする。地主林業は地主林業として留る限り、経営は粗放、備蓄的、寄食的であり、商人資本的性格のものとなる。造林における小作人の利用や特別の低賃金利用が消滅しつつあり、造林の本来の非資本主義的性格が露呈して、地主のブルジョア化が妨げられ、森林国家管理の要請が高まる。

岡村氏の理論はなお多岐にわたるが、中心的な論点は、おおよそこのようである。その一貫経営化の論理は、林業生産力のあり方、その発展にかかわって述べられているものである。

山林経営を地主経営——レーニンの二つの道の理論における、自由に発展する小農経営の資本主義的農業企業者への向上の道に対する地主経営の改造による資本主義化の方向——とする視点は、何人かの論者に共通している。それを次にみてみよう。

## 二 林業における地主経営について

大山林所有を地主的土地所有とし、その育林経営を「地主経営」とする視点は、山崎慎吾氏（『日本林業論』潮流社 一九五〇年）、井上晴丸氏（『農地改革と民主主義革命の形態』山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店 一九五六年 所収）、最近では、深尾清造氏（『地主的経営の資本主義化』『林業経済』二二九号 一九六七

年。「大規模林業経営の動向」、鷲尾良司・奥地正編著『転換期の林業・山村問題』新評論 一九八三年 所収）、奥地正氏（『戦後日本資本主義と林業・山村問題』『立命館経済学』二二卷五・六号 一九七四年）にみられる。

その中で、奥地氏も引用、説明としている井上晴丸氏の記述をみると、「山林原野は（農地）改革後も半封建的土地所有制度——原野所有では寄生地主形態のそれであるが、山林の土地所有では寄生地主形態のそれと地主経営的な形態の半封建的土地所有制度が入りまじり、資本主義的経済の発展とともに地主経営的な形態が次第に数を増す。国有林の半封建的土地所有はむしろ地主経営的な形態が主となっているとみるのが至当であろう——の支配下にあり、耕地不足の原因となっている」と述べている。

岡村氏も育林経営を地主経営としているが、林業発展に即し、詳細な説明と限定を加えている。「日本資本主義に特有な低賃金は、山田盛太郎『日本資本主義分析』が規定したように『賃金の補充によって高き小作料が可能にせられ、また逆に補充の意味で賃金が低められる』ような相互規定関係にあつたが、同時に資本主義の確立過程で定型づけられた賃金労働者の半農半労型就業構造、大企業と中小零細企業の縦断的な労働市場構造、終身雇用・年功賃金制度と賃金隔差、本工と臨時工制度、常用労働者の企業一家的思想などは地主制度を離れて独自に低賃金を維持する機構になつており、またこの低賃金を土壌として広汎に存在する中小零細企業を通じて独占の強度の搾取も可能にさせてきたこと<sup>3)</sup>、それが山林経営にとつても共通する存立基盤であり、「非近代的な所有構造に根ざす矛盾が、決して山林経営での所有と経営の対立として現われていないことに注目しなければならない」と述べている。そして、地主経営は農地改革後も残存するが、地主的林野所有は単なる遺制（伝統・慣習）でなく、山林経営自体のもつ地主的性格（資本的性格——利子生み資本性格）は、その温存に作用するとして<sup>5)</sup>いる。育林業においては、平均利潤に相当する剰余価値が資本に帰属していかぬにもかかわらず、分収林の高分収率や高地価に表われる高い地代が何故土地所有に帰属

するか、それを地主制ないしその残存に求めたのである。

「地主経営」について、資本論は第三巻四七章 資本主義的地代の生成 において、分益農制と農民的分割地所有とともに、資本主義的土地所有への過渡的形態として扱い、土地所有者が自分の計算で全生産用具をもって農僕を使用する地主経営においては、地代と利潤は一致し、剰余価値のあいだの分離は生じない。そして、「資本主義的生産様式そのものも存在せず、この生産様式に対応する見方が資本主義諸国から移植されていないところでは、それは地代として現われる」、と述べている。既述の論議で地代とか利潤というのは、資本制生産様式の進展をみ、土地所有と資本、そして近代労働者の分離が進んだ段階の三範疇を擬制的に適用していつているのである。

地主による育林の労働過程は、土地所有の集積の上に、農民の労働力とその所持する道具により構成され、せいぜい単純協業であり、独自の生産様式たりえない。育林資本は歴史的にみれば前期的資本の一存在形態であり、育林の労働過程は古い社会的関係を前提に形成されている。そのばあい、佐野宏哉氏も言っているように、資本充用者が再生産過程で演ずる能働的役割が小さければ小さいほど、利潤の大きさは利子に近づくと考えられよう。

地主がおこなう土地経営を地主経営という言い方において注意を要するのは、農業における地主経営と異なり、育林経営は林業の主要な生産過程である伐出過程を欠き、伐出資本にその過程を担わせる点である。山林経営がブルジョアの発展の方向をもつためには、マニユ段階に進展をみている伐出経営を担うことが要点になるのではないか。

このようにみえてくると、山林経営は、近代の資本主義的土地所有・農業関係の確立・完成に至るまでの過渡的土地所有たる「地主経営」と対比すべくもない。但し、国有林が戦前期にその土地所有と集落秩序を媒介に育林に乗り出し（特別経営）、半封建的労働組織たる組頭制により伐出経営に進出したが、それはまさに地主経営といふべきであり、戦前期すでに組頭の職制へのとり込みや機械化の進展など一定の近代化の過程をたどり、戦後過程につなぐので

ある。諸論説の内意するところは必ずしも明らかでないが、山林経営＝地主経営とする説には、このような疑問を提示することができよう。

関連して、岡村氏、深尾氏とも一貫経営化を近代化の方向としており、それがここでいう地主（資本主義）経営ということになる。もっとも、一貫経営といつても、業態として双方を兼ねればよいというものではなからう。育林と伐出経営が有機的に結合し、林業生産力を高めてゆく方向をとることが核心であろう。伐出生産力の発展はさまざまな土地所有の規模では、たちまち限界につきあたるだろう。そのばあい、土地所有が制約となるのではないか（自らの土地所有でも、その歴史的な性格により制約となる）。「資本制生産様式が始まろうとするとときにそれが当面する土地所有の形態は、この生産様式に対応していない。それに対応する形態は、資本への農業の従属によってこの生産様式自身によってはじめてつくりだされたものである」<sup>(8)</sup>。我が国の林業においては、所有の分散に加えて、森林（人工林）が分断・分散的に存在し、また、土地（森林）所有者の家計や財産運用の都合ほか私的理山により、立木販売という形で森林の伐採権の付与が分断的におこなわれ、林業生産力の発展を阻害する。そこに、資本と対立的な前資本主義的土地所有の特徴をみるのである。

用材林生産にかかる山林所有の範疇的性格は、市場に対応する近代的な商品生産としての林業の生産過程である素材生産の地代関係のなかにもとめられよう。素材生産においては、すでに多かれ少なかれ「利潤」範疇が成立し、「経済外強制」は崩壊しており、なお過渡的形態であるが、広義の近代土地所有と考えられる<sup>(9)</sup>。

なお、民有林においては、歴史的にみると、生産力発展の不均衡によって、伐出と育林が分離する方向で推移したのではないか、笠原六郎氏によれば、三重県尾鷲では、戦時統制によって山林所有者の自伐が否定され、伐出経営が独自化する。山林経営は産業的な発展の方向としては停滞性を強め、育林資本は本節五にみられるように、利子生

み資本的性格を強める方向だったのではないか。そして、育林資本は、生産過程における機能によって、土地資本に類似する性格のものと位置づけられる。自ら生産関係を変革してゆく内実的な契機をもたぬ育林資本は、周囲の社会的・経済的諸関係を受動的に利用し、それを維持しようとするのみである。戦後期に一貫経営化の方向が強まり、そのことが経営組織など一定の近代化をすすめる契機となるが、一時的な市場ほかの状態によるものであり、工業発展による農林・工生産性較差の増大と代替品の進出を要因とする林業全般の停滞の中でやがて後退するのである。

かくして、育林は、私的生産としては、資本的にも、地主や富農の蓄積資産、小農民の余剰労働など限定的な基盤をもつにすぎぬ部分と位置づけられる。そして、その投資の採算基準によって（利子・労賃の実現）、資本制地代の序列からすれば限界地を越えて早期的に造林投資が進められるが、そこでは土地・森林は資産とみなされ、その土地の占有が、利子や労賃水準の対極に観念的に形成される高地価・高地代によって、他経営の進出を阻んでいる。

大山林所有者の育林経営については、その性格を實態的に表現し、鷲尾良司氏は、地主資本主義的経営（「林業発展形態の地域性に関する研究」、『宇都宮大学農学部報告』特輯 第三四号 一九七九年）、赤羽武氏は地主的資本家的経営（「育林生産の構造」林業構造研究会 『日本経済と林業・山村問題』 東京大学出版会 一九七八年 所収）とよんでいる。鷲尾良司氏の右掲論文は、これまでにみられる林業経営および林野所有の性格規定について詳細な整理を加えている。参照されたい。

### 三 農民的林業経営について

「農民的」という言葉を冠するばあい、前記の地主経営と矛盾対抗する下からの資本主義化の道の起点となる小経営——分割地小農民経営を想起するのがふつうであろう。しかし、林業研究では、小規模な（小家族単位の）林業経営、たとえば農家林業を指していることばがしばしばみられる。「小経営」生産様式は、つねに労働主体による基本的生産

手段の自由な私的所有を条件にしているとは限らない。小農民経営がその自己展開によって、その自由な（分割地）所有を生み出すのである。「土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要であり、それが「社会的生産と労働者自身の自由な個性との発展のために必要な一つの条件」である。そのことによって、小農民経営が繁茂し、全精力を発揮する（資本論第三卷四七章）。

現状の林業小経営が、とりわけ育林経営が、その自己展開により、それに適合した土地所有を広汎に創り出す土地改革を経た、ないしそれに至る過程にあるとは考えにくい。

西川善介氏は、「林業経済史論(1)」（一九五九年）において林業の産業的発展の起点を問題とし、近世を通じて、主要な林業地では、天然林の採取林業から人工林の育成を伴う育成林業の段階へ転換を遂げているとし、近世初頭から中期にかけて、三都を中心とした全国市場の成立とともに木材も全国商品の一つとなり、近世末期には採取生産におけるマニユファクチュア経営はそれほど珍しいことではなく、育林において農民の資力による小商品生産がみられ、その頂点にはかならず他人労働をも雇傭し、育林生産をおこなっている地主・富農層が見出される。日本資本主義の生成段階においては、林業も他の産業と比較して、決して遅れた段階にあつたといちがいえない、と述べている。問題は、西川氏の指摘するように、他産業の明治以降の飛躍的な発展に対して、林業では著しい停滞性がみられるのは何故か、ということになる。西川氏は、その要因として、明治期における日本資本主義の早熟的な独占化をあげている（西川善介 『林業経済史論(1)』 『林業経済』 一三三三号 一九五九年）。

笠井恭悦氏は、吉野地方などにおいて、村共有山の分解にもとづく農民による育林の進行が、地盤にいたる小農民林野所持までを生んだが、山村農業の自然的条件の劣悪、耕地の極端な零細が、不時の出費に備えての財産備蓄としての植林地を維持してゆくことを難しくしている。さらに、育林の長期性により、小育林から出発する拡大再生産の

方向は実現困難であり、地元の伐出業者・木材商人に対する村外の特権的木材商人の前期的前貸支配により、農民所持山林の多くが村外に流出し、さらに不在村山林所有を形成させていったとして、農民の林業挫折の論理を展開した。そして、木材商人をふくむ前期的商人または耕地地主として存在していたものが大山林地主へと成長し、さらに前期的地主とおなじ論理にしたがって、山林への投資(育林)をすすめるに至るが、この山林地主は、前期的商人や寄生地主とおなじく、前期的資本の一つの現象形態にほかならぬ、と述べた(笠井恭悦『林野制度の展開と山村経済』御茶の水書房 一九六四年)。

地租改正、林野官民有区分が「日本型エンクロージャー」と呼ばれる、広大な国有地囲い込み、そして公有地制度の創出——近代法における私有地としての国・公有地形成の起点となった。また、明治前期の経済変動が私的森林所有の集中を進め、寄生地主的土地所有の一環を形成するに至る。独自の地代の発生をみていない共同地が大山林所有の土地集積の重要な対象となったことは言うまでもない。大山林所有の成立経緯に関し、たとえば阿部正昭氏により、地頭的、商人的、特権的、資本家的地主の類型が指摘されている(阿部正昭『大山林地主の成立』日本林業調査会 一九六二年)。

林野所有、林野利用の地域性については、地域の主要な産業であった農業生産の構造と関連づけて把握することが重要であるとして、笠井氏は、商品農業生産の展開がいちじるしい先進地域、水稻単作地帯、山間地帯(五類型)、民間林業先進地域、藩営林業地域に分けて特徴をみている(笠井前掲書)。

大山林所有の形成過程については少なからぬ数の論稿(たとえば京都大学林業問題研究会『林業地帯』高陽書院 一九六六年)があるが、地域の中小所有を含め、土地台帳により林野所有の変動を追った船越昭治氏の研究(船越昭治『日本林業発展史』地球出版 一九六〇年 一一一—一二六ページ)は注目される。

林業発展の後進地域の実態を分析し、竹内実氏は、金肥導入が林野所有を資産的所有に変化させた。薪炭生産も農民の窮迫販売的な土地利用であり、農民的生産力の林産物商品への結実といいたがたい。薪炭生産の壊滅により過剰化する労働力が基底となり、育林が進むが、それは零細小農の自家労働の現物形態であり、育林は限界地をこえてすすみ、最悪のばあいは賃金すら解消する。労働力の縮小再生産への後退である。林野所有は、育林化を経て、いよいよ資産的備蓄的所有に骨化し、その深化が小所有の大・中所有への吸収を進めさせ、山村民の下降分解を進行させると指摘している(竹内実『林野所有と山村民』吉村正晴・都留大治郎『経済発展と小農法則』御茶の水書房 一九六八年 所収)。

赤羽武氏は、竹内氏の理解に賛意を表し、林業を通じて農民層の分解(あるいは挫折)を説く見解に反対し、この発想の特徴は、農民の造林を農業の農耕過程とまったく同じ生産過程とみなすところにある、それは誤っている。農民による造林は、山林地主のそれと同じく、農民の土地所有者としての側面が発現したものである。農民の育林投資は、伐出資本の生産手段——労働対象を造出するものであり、伐出資本に立木を売ること、つまり地代を獲得することを目的にしている。したがって、この育林投資は所有の大小に関係するものであり、農民層の分化を進行させたとしても、階級分解を惹起する内的契機をもたない。

農民が人工造林に投下する資本は、もともと零細地片に依拠した山地農業や、林業的小商品生産から生み出された剰余が転化したものである。農業からの剰余は、平地農業に対する山地農業の劣悪性からかわめて不安定であり、さらに薪炭生産など林業的小商品生産からの剰余は、その生産そのものが人工造林の展開により不可能になることから、永続性は望むべくもない。農民による造林は、結果的には、農民層を没落させずにおかない。こう述べている(赤羽武『山村問題の分析視角に関する一試論——山村における農民層分解の基礎的考察』『林業経済』二四八号 一九

六九年)。

もつとも、のちに赤羽氏は、戦後の農家造林の盛行に対し、農家余剰が可能になる条件の下で(農地改革後の農業生産力発展と農産物市場条件)、農民経済の内発的論理にもとづいて造林が進んだものであり、そのような農家造林は、耕種農業・畜産業と矛盾するものではない。地代序列の農民の実現形態が生み出した農民的土地利用形態であり、まさに農民的经营としての育林経営なのであると述べている(赤羽武「育林生産の構造」林業構造研究会編『日本経済と林業・山村問題』東京大学出版会 一九七八年 所収)。林地は山村農民にとって主要な蓄積基盤であり、育林は農家経営において資産形成と位置づけられ、そのようなものとして造林が進むのだが、それが農家経済にとりどのような意味をもっているか、農民的经营の拡大再生産を指向する意味のものが、見極めることが重要であると赤羽氏は言っているのである。

農家造林の盛行には、小径木市場の好調、伐期低下による育林経営集約化の方向が、農民的经营に有利に働いたという要因もあげることができよう。しかし、高度経済成長の進展は、農民層の分解基軸を急上昇させ、外材と工業製品である代替品の進出が国産材市場をせばめ、農家造林は縮小に転じる。そこでは、多数の農民が賃労働に駆り立てられ、土地経営としては粗放な育林を所有地に進めながら、農林業経営総体の規模を縮小しつつ、いっそう賃労働への傾斜を強めてゆく事態の進行が広汎にみられたのである。

農家の育林経営については右のようだが、地方的には、農民的林業の事例がみられるとする研究がある。

笠井氏は、前掲書の中で、林業の小農民経営の事例として、京都府北山町、岐阜県今須村の例をあげている。育林・伐採・加工・運搬にわたり農民がおこない、取引過程での前期的資本の支配を軽減し、農民的林野所有が形成され、小農民的林業が継続している、と述べた。薪炭生産においても、薪炭林の択伐作業を伴う例を加えている(岐阜県時

村)。育林過程だけでは労働粗放であり、農民的经营に適合的といえぬ。それに対して、右は適合的な事例である。

薪炭生産を農民的林業の典型とする見解がある(鈴木尚夫「林業における農民層の分解」同『林業地代論序説』東京大学出版会 一九七一年 所収)。労作的な林業の小生産であり、小範囲の地方的市場を対象に農民が安定的に薪炭を供給した事例が各地でみられるが、後進的地域に、大正期以降展開する薪炭生産は、山村過剰人口の強い圧力と前期的商人資本の収奪により、労働力の再生産すらおぼつかず、農民的林業生産として展開する展望はもちえぬ性格のものであったこと、前記竹内氏の指摘のとおりである。

#### 四 過剰人口と林業

これまでみてきた論稿は、日本資本主義における寄生地主制の規定的な役割を重視する旧講座派ないしそれに近い考え方の人達のもが多かった。次に、先進資本主義国からの設備・技術の移植により開始される日本資本主義の特質が農村過剰人口を維持し、零細農耕のもととなるとする旧労農派系統的林業論をみてみよう。

東京大学社会科学研究所編『林業経営と林業労働』(東京大学出版会 一九五五年)は有名林業地を調査し、次のように述べた。

封建遺制や農村の性格について、最も基本的なものは労働力の再生産が如何にして行われるかの問題である。林業の場合も同様にその基礎をなす労働力が如何にして確保せられるかによって、林業経営自身の性格も基本的な規定を受けるのである。

大山林所有にあっても所有山林は分散し、個々の経営は小規模のものとならざるを得ない。中・小山林所有にあつては、もちろん、農業を兼ねた小経営をなしている。林業は生産期間が長期だが、労働過程は最初の二〇年間に、種々

なる作業が断片的に行われるに過ぎない。また、林木に一定の熟期はなく、伐採はしばしば投機的判断に支配されると同時に他の経済的事情によって左右される。要するに基本的な生産過程では極めて原始的な労働が行われるのに対して、販売過程はまた極めて商人資本的な売買によって支配せられるという関係にある。製材の如き生産過程は、伐木、運材とともに後者と結合せられている。かくて林業経営は、全く小生産者の労働過程が商人資本的に集中せられるという初期資本主義的色彩を濃厚に残すことになるのである。

造林過程に投じられる労働にしても、資金にしても近代的な意味での資本となし得ず、森林自身はその所有者にとつては資産としての性格が強い。同時にこの資産が貨幣に実現せられるかは、自作的経営にあつては家計の必要に依存する傾向を有し、それが商人資本に利用されることになり、雇傭労働による大経営にあつては、価格の変動に対する投機を考慮せざるを得ない。これらの大経営が多かれ少なかれ旧来の地主によって経営される限り、自らも商人的ならざるを得ない。

林業の大経営が、地主、商人の林業家と農家の兼業労働とによって、また小経営は自作農的な農民によって行われ、産業資本的経営を不可能ならしめてきている。農山村の過剰人口は農業内部では消化し切れず、原始的な造林労働と小規模な素材生産過程によって、林業経営自体がそれを保持せしめる原因となっている。

林業地では、農業における生産関係の如何あるいは農業との関連の濃淡が林業労働者の存在形態を決定する基本的要素である。<sup>(11)</sup> 過剰人口が消失すれば林業経営は衰退せざるを得ないことになる。

宇野弘蔵氏の「段階論」(宇野弘蔵 『経済政策論』 弘文堂 一九六五年、など参照)に依拠して性格規定を行っているものであるが、林業研究者でも村尾行一氏の素材生産についての論稿(村尾行一 「我が国の素材業について」 『林業経済』 一八一号 一九六三年)は、宇野理論に依つて論理展開を行っている。

## 五 育林資本の性格

鈴木尚夫氏は、このテーマを追い続けた。最初の頃と理論の内容は変わってきているが、林業は森林に働きかける土地生産であり、農業における土地に相当するものは森林であり、林業生産とは森林の伐出である。採取的林業においては、森林の伐採は一回限りであり、林業の意味での豊度を喪失するが、育林により豊度を回復しまた増大する。として「育林資本は技術的には土地資本と同質の機能を担いかつ経済的に類似する性格をその一側面としてもっている。現象的にはいかに産業資本のごとくみえようとも、それはあくまで現象にすぎず、経済的には産業資本と異なる機能と運動を行う資本範疇に属する<sup>(12)</sup>」と述べている(鈴木尚夫 「林業における資本と土地所有」 『北海道大学演習林研究報告』 二二巻一号 一九六二年)。育林資本は農業における土地改良資本に類似し、ないしは土地改良資本であり、利子生み資本に擬制化せられるというのである。

佐野宏哉氏は、育林資本は産業資本でありながら、生産期間が長期であり産業資本の循環における姿態、転換は長期にわたりおこなわれないが、労働期間が生産期間のごく一部にすぎぬため、生産期間の相当部分において資本の監督機能が欠如している。また樹木の成長が利子を生むように認識される。林木は明確な生産期間の終期をもたず伐期に達した林木といえども、成長を継続し生産資本としての商品在荷との区別がない、伐期に達しない幼齢木さえしばしば販売される、だから、育林資本においては生産期間中の任意の時点において生産資本を商品資本に転換し、貨幣資本に姿態転換をとげることができることを根拠に、利子生み資本において、資本関係はその最も外面的で最も物神的な形態を得るといふ資本論第三卷二三章の記述を援用し、育林資本は利子生み資本に観念的に同一化される、と説明した(佐野宏哉 「育林資本の利子生み資本的性格」 『林業経済』 一四四号 一九六〇年)。

佐野氏の、立木が商品として売買される事実を利子生み資本的性格を表わす条件とする指摘は重要である。

筆者は、育林資本は資本範疇としては産業資本でありながら利子生み資本に観念的に同一化されるという説明は説得的と思うのだが、鈴木説にもまた、強い関心を払わざるを得ない。筆者の関心にかかわって、笠井恭悦氏が近藤康男編『農業経済研究入門 新版』（東京大学出版会 一九六六年）で核心を射た説明をしている。「天然林も人工林も、採取林業の立場から見れば同じ森林であるのに、一方は地代の存在形態であり、他方はもっぱら長期にわたる利潤の蓄積形態であるというのは、奇妙なことである。両者は、採取林業から見れば同じ自然であり、ただ後者が『改良された自然』であるという点において、区別されるにすぎぬというのが、鈴木氏の基本的な考え方である。結論として、育林資本は土地改良資本と同様、平均利子率しか期待することがない」。

「倉沢博『林業基本法の理解』（一九六五年）は、右の鈴木氏の理解をさらに発展させ、林業生産の特質を考察している。培養→育林の過程は、その表面的な技術行程がいかにか農業に類似していても、生産→採取の基盤造成過程としての経済的性質をもたざるをえない。ここに、育林→森林経営の利子追究的→地代追究的性格の根源がある、といっているのである」<sup>13)</sup>。

林木が成長する何十年か後には、市場の状態も生産技術も変わるだろうし、どのような状況の下で、どのような条件によって伐出されるか解らない。それは通常の企業活動にとっては長すぎる期間であるし、育林資本が単純に伐出資本と同じ性格の産業資本たりうると言い切れないこと、右に見るとおりである。

〔注〕

(2) 山田盛太郎編 『変革期における地代範疇』 岩波書店 一九五六年 二六六ページ。

- (3) 岡村明達 「日本林業における構造問題」 『林業経済』 一四七号 一九六一年 四ページ。
- (4) 同前 五ページ。
- (5) 岡村明達 「林業における土地問題」 『林業経済』 一四三号 一九六〇年 一三三ページ。
- (6) 『資本論』 大月書店版 第三卷第二分冊 一〇三〇ページ。
- (7) 佐野宏哉 「育林資本の利子生み資本的性格」 『林業経済』 一七七号 一九六〇年。
- (8) 『資本論』 前掲 第三卷第二分冊 七九五ページ。
- (9) 土地所有の過渡的形態の規定について、芝原拓司 『所有と生産様式の歴史理論』 青木書店 一九七二年 二二九―二三〇ページを参照。
- (10) 野村勇編著 『資本主義的林業経営の成立過程』 日本林業調査会 一九七〇年。
- (11) 有沢広巳・宇佐美誠次郎・大島清・渡辺佐平編 『日本資本主義の経済構造』（『日本資本主義研究入門Ⅱ』 日本評論新社 一九五七年）に坂井進氏による林業問題の章（第二章）がある。東京大学社会科学研究所編 『林業経営と林業労働』（東京大学出版会 一九五五年）に主として依拠し、解説している。
- (12) 鈴木尚夫 『林業経済論序説』 東京大学出版会 一九六七年 二〇〇―二〇一ページ。
- (13) 笠井恭悦 「日本林業論」 近藤康男編 『農業経済研究入門 新版』 東京大学出版会 一九六六年所収、引用は同書二〇〇―二〇一ページ。

## 第三節 林業労働組織と資本

## 一 林業の組頭制度研究

山地を移動する作業である林業の労働過程がどのように構成されているか。工場制工業が固定的な機械の体系を中心に労働過程を形成しているのに対して、林業では道具持ちの裸の労働の、また、移動可能な小規模の機械を中心にしながら、なお人間労働力が中心的な役割を演じる組織として形成されている。機械の使用が始まる以前の、例えば流送労働組織などは大規模な構成をもち、とりわけ労働組織の形成、その機能のメカニズム——組織の社会経済的性質、それをめぐる生産関係如何は、資本の性格（相互規定性）にもかかわって、重要な研究課題である。ここでは、要点と思われるところを、資本の性格規定ないし具体的な存在形態との関連でみてゆくこととする。

林業労働組織研究については、吉沢四郎氏の整理がある（吉沢四郎「戦後林業労働問題研究の一検討」『林業経済』二〇三号 一九六八年）。それによってみてみよう。

研究の矯矢は、藤本武・高木督夫「林業労働賃金に関する研究報告」（林野庁 一九五一年）である。ここでは、林業労働組織は、鉱山・港湾・土建労働などに広くみられる半封建労働組織たる組頭制度として存在するとして、その分析に力を注いでいる。

それによれば、組頭制の特質は、第一に雇用形式の非近代性——雇用主と労働者の間に組頭が介在し、雇用契約は労働供給請負契約と疑似労働契約に二分され、二重の賃金単価が存在する。本来の請負制は、生産手段をもって産業

資本として機能するのに対して、労務供給請負制は生産手段をもたず、ただ労働力の販売を媒介し中間で利潤をえるところに相違がある。特質の第二は、旧い社会関係の残存である。組頭は、労働者の募集・作業管理・賃金支払・生活管理（飯場制）の一部または全部を担い、労働者は組頭に全身的に掌握され、親方子方関係が生ずる。労働者統括のために、土建労働などでは暴力的手段が用いられるが、林業では地縁・血縁を主とした同郷的結合が中心となる。

組頭制は、労働力の半農型あるいは都市の極貧的労働者を基盤とし、資本の前期的性格——地主的かつ商業資本的性格——が、労働力の季節性、臨時性、技術の低い段階と結びつき、労働者の無権利状態を背景として成立する。

永尾誠之輔氏は（永尾誠之輔「林業における労働組織」山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』有斐閣 一九六三年 所収）、林業の組頭制は労務供給請負制度的性格をもつ事業請負制であり、立木売買過程における譲渡利潤の取得困難化、賃金上昇、伐出資本の資本投下の積極化、機械化の進行を原因として崩壊過程における譲渡利潤の直接掌握が進み、組頭は機能を局限し職長に近づき、労働者の常用化、專業化が促進されており、素材生産者は近代的産業資本の原材料生産への移行が進んでいる。しかし一方、生産地点の移動性、山林所有の零細性と素材生産規模の零細性、地代の利潤、労賃に対する優越が伐出資本の正常な産業利潤の蓄積を阻害している、とした。

藤本武氏に対して、西川善介氏は組頭制を林業労働組織として一般化したことは、個別産業としての歴史的特殊性の軽視であり、見方が余りに巨視的、と批判した（西川善介「林業労働組織の体系化に関する研究」『林業経営研究所研究報告』六五―八 一九六六年）。

西川氏のこの指摘は重要だが、吉沢氏も前掲論文で言っているように、その労働組織論は逆に、林業の全局面を説明するものとはなっていない。戦前期北海道国有林直営生産事業における課程付請負など労務供給請負の典型であり、奥地正氏が林業の組頭制を奥地の出稼労働による大規模作業に結びつけたことは、<sup>15</sup>関連した指摘と考える。

## 二 労働組織と資本

林業労働組織の実態、資本の存在形態の問題について、素材生産についての最初の経済学的分析ともいべき農村問題調査会「素材の生産構造」(農林省統計調査部 一九五一年)によりみてみよう。

それは、三重県尾鷲において、地域の資本がその前期資本的性格を伴った商業的営業と密接し蓄積を遂げ、その下の山林所有(資源)の集中がみられ、伐出業はそれらの転進した製材用材を扱う大経営と、農家や労働者より転化した小丸太を扱う小経営に分かれること。資本は、伐木、出材、運材の各部分過程を分立させ(分業に基づく協業)、半農型と不熟練労働者を小経営に追いやり、部分過程ごとに專業労働者層を形成させつつ進展をみていること。出材過程は専門、專業の「出し組」が編成されている。それは、運搬される木材自らの重量により降下させる架線運材であり、それが手工業的な熟練に依存し、この組に親方制度的色彩を与えること、資本はそれを下請として、外部的にかかわるにすぎない。

大経営において、生産手段の所有は、種類、量ともに大きい。その利用面では階層間の差異は認められない。大経営の優越は(労働用具の生産的な利用のほか)、むしろ、資金調達面および生産された商品の流通面の条件においてである。このように述べられている。

この報告書は、その後の素材生産論の原型をなし、その労働過程分析は、前記の藤本氏らの論稿とともに、林業労働組織論の源流ともなっている。裸の労働をいかにつなぎ、技術的組織として実現するか、それがどう再生産されるか、その社会経済的諸関係如何、が問題なのである。機器の使用により従前のような大規模な運材・流送の組織を必要としなくなったが、たとえ集材機やトラクターの使用が一般化しても、自然の傾斜地での移動性をもった作業であり、

強力な動力機械の使用や作業方法の改良が、その程度を軽減しているが(危険度は増し、精神的、注意力の重要性は増加している)、労働者の力、熟練、精神的、注意力が主役である。資本の搾取形式として、この労働組織に対して、資本にとつて相対的独自の親方組織ないし組として、商人的にかかわる関係は続くのである。その関係は、価値関係はどうか、主たる生産手段は林木、そして土地資本たる林道であり、それぞれは木材業者および山林所有者に帰属する資本の所有関係と、生産規模の集積が労働用具の大規模化でなく小規模のそれの併置によって行われる技術段階に照応し、素材生産資本の蓄積を進めさせない。

資本と労働組織の関係は、育林生産においても同様の場合が多い。最近の論稿としては、山之口誠人「森林組合造林作業班の現状」(『山村経済研究シリーズ』一 号 山村経済研究所 一九八三年)において、森組造林作業班が小規模のばあい集落的な結合により、より大規模になると班長を介在させ、雇用関係、賃金支払形態において、森組とは相対的独自の組織として形成、維持されている実態が述べられている。

## 〔注〕

(14) 田中純一 「国有林野事業賃金体系史」 『林業経営研究所研究報告』 六七―五 一九六八年 五七―ページ 参照。

(15) 奥地正 「林業労働組織に関する研究 (1)」 『林業経営研究所研究報告』 六七―一 一九六八年 五一―ページ。

## 第四節 資本主義構造と林業

### 一 植民地林業・資本輸出の問題

林業資本の性格について、林業の生産段階（それに照応する生産形態）——小商品生産段階ないしマニユファクチュア段階——を問題とし、資本主義生成期になぞらえて、いわば林業をミクロコスモスとして説明する手法は、多くの論者にみられるところである。それなりに説明がつくが、問題は残ろう。

資本主義の発展により、一方では巨大な独占資本の形成をみながら、一方では小営業、マニユファクチュア経営が広範に残存し、資本相互の間に複雑な支配・従属の関係が成立し、かつての生産形態はその本質を変えている。だから、生産形態のみならず、社会経済全体の歴史的発展段階の構造を問題にしながら、その最も後進的な部分の一つといふべき林業の位置づけをその中に明らかにしてゆかなければならない。それに関する論稿を、次にみてみよう。

坂本一敏 「素材の生産構造」(倉沢博編著 『日本林業の生産構造』 地球出版 一九六一年 所収)は、素材生産の最初の包括的な分析として注目されるが、とりわけ、国内林業生産と植民地林業そして海外の資本輸出による林業を資本主義構造の問題として、関連づけて捉える視点は重要である。

坂本氏は、内地の建築材生産にみられる停滞性——資本は、副業的プロカー的な小企業の枠から抜けきれず、その蓄積は伐出業の拡大再生産に投じられたのではなく、山林所有、製材その他産業への跳躍台としての意義しかない——に対して、財閥系資本——王子製紙を先頭とする製紙工業資本と三井物産を先頭とする商社系資本の二類型——

の動向を注視すべきであり、それが日本における「採取林業資本の古典的發展過程」として重視すべきである、として次のように述べている。

製紙工業が内地、国公有林のモミ・ツガ原始林を、そして商社系資本が枕木、茶箱、マッチ軸木など、輸出用材の生産のために内地の資源を涉猟するが、交通の未発達と関連し、水運に依存する素材の伐出技術の低位性が採取圏を著しく限定し、資源枯渇を急なものとし、既に明治二〇年代に北海道に進出させる。さらにその樺太そして沿海州、朝鮮、満州(現中国東北地方)への資源獲得のための資本展開が、我が国資本主義の独占化、そして帝国主義的・軍事的性格を強化してゆく経緯と裏腹のものと捉えられるのである。

萩野敏雄 『北洋材経済史論』(林野共済会 一九五七年)の記述「沿海州森林開発の意義は、その事業量——日本市場輸出によるのではなく、日本資本主義の独占段階において、日本木材資本が、第一次世界大戦中に蓄積した資本を軍事的背景のもとに輸出——生産資本輸出し、海外林業企業をおこなったことにある」<sup>(16)</sup>を引用、林業における資本蓄積の態様——木材関連産業としての蓄積が進行し、国公有林の存在や国家の資源確保策の意義の重要性、地代の急速な高騰——資源の枯渇が急速な外延的拡大を必然とし、木材資源獲得要求が、石油のそれとは格段に劣るにしても、帝国主義的・軍事的性格の要因となる——の指摘を萩野氏とともに行った<sup>(17)</sup>。それは国内林業の停滞の強い要因ともなる。

萩野敏雄氏は前記著書の中で、北海道、樺太国有林の経営が処分中心であり、施業案の精度が低く形式的、と指摘しているが、林業資本の展開・蓄積が地力収奪——自然破壊を伴って進化した。これは資源——土地所有の関連でいえばアメリカ型の資本展開であり、この段階の国有林経営は、土地所有の資本への従属を特徴とする資本主義的土地所有そのものである。

但し、特徴的なことには、その労働過程は組頭制により形成されている。このばあいも、事業請負制から人夫供給

請負制までさまざまだったようである。王子製紙のばあい、「労働者を直接雇用しないだけで直営をおこなうのと大差ない」、王子の社員が庄屋・小庄屋を通じて指揮・監督をし、下請人の組織の近代化も進めるような関係であった（石井寛 「地域林業構造に関する実証的研究」 『北海道大学演習林報告』 三七卷二号 一九八〇年）。

我が国の林業生産構造は、この国内（内地）林業生産の停滞性と、植民地ほか海外への積極的な資本展開の二重的構造として統一的に把握しなければならない。

関連して、次の一般歴史書の記述を掲げておこう。

「確立期日本資本主義の経済構造はつぎのような特徴を示していた。すなわち、戦略的産業部門（綿糸紡績業が中心）を主軸とする移植産業部門の国民経済への定着は近隣諸国への帝国主義的侵略を契機とする原料市場（原綿・食料・鉄鉱石）・製品市場（綿製品）の獲得を不可欠としていた。また、国内においても、近代産業部門の発展を支えるために、在来産業の輸出産業への編成替えが国内諸産業分野での自生的発展の道を押しとどめるかたちで強制され、家内工業・マニファクチュアは産業資本への発展の途ではなく、移植産業部門を支えるものとして近代的家内工業・マニユに編成替えされた。さらに、農業部門では農業生産力の発展にもかかわらず、資本主義的発展は緩慢で寄生地主制が支配的生産関係として確立し、高率小作料の資本転化と低賃銀労働力供給を通じて、資本制生産と密接不可分の関連をもつにいたったのである（山崎隆三・ほか『地主制』シ）」（宮本又次編 『日本経済史 基礎経済学体系5』 青林書院 一九七七年 一八八ページ）。

我が国の製紙工業は最初の近代的化学工業部門として、明治二〇年代より発展期に入るが、製紙業においては原料確保がその死命を制するところであり、苫小牧に工場を建設、原料基盤を北海道国有林に求めてからの（明治四十年以降）王子製紙の資本蓄積Ⅱ中小工場の併呑、企業規模の膨脹は目覚ましいものがあった（成田潔英 『王子製紙社史』

### 第三卷 王子製紙 一九六八年 参照）。

気候・樹種・地形条件は異なるが、アメリカでは素材生産資本の展開が、素材の生産過程での搬出路（鉄道）の建設、蒸気機関の使用を進め、大規模な製材・合板・製紙工場および我が国と比較にならぬ大規模の林地所有の形で資本蓄積を遂げる（野村勇 『アメリカ林業の展望』 林業経済研究所 一九七七年）。我が国との相違点も大きく、やはり対照的である。

我が国では、植民地を失った戦後、今度は亜高山帯を含む根こそぎの資源取奪（大面積皆伐）が大規模に進行する（国有林生産力増強計画）。この時期、人工造林の著しい伸張がみられ、紙パ企業による分取造林も進展をみるが、一九六〇年開放経済体制に移行すると外材輸入が急増し、商社・紙パ企業による海外資源の開発投資Ⅱ資本輸出が進む一方、国内林業は縮小の一途をたどるのである。

## 二 戦後林業生産の推移

戦前期の林業について、解明すべき問題は多く残っている。我が国資本主義の劃期と関連づけて資本、土地所有の関係がどう変化するか。地主制が凋落期に入り、地主層が有価証券所有とともに山林所有の比重を増し、造林を進めたといわれるが、そうなのか。国家独占資本主義段階に入り、どのような変化がみられるか。戦時統制は林業に大きな影響を与えたはずだが、どうか、等々。手掛りは、林業発達史調査会 『日本林業発達史 上巻』（林野庁 一九六〇年）およびその続篇たる大日本山林会 『日本林業発達史』編纂委員会 『日本林業発達史——農業恐慌・戦時統制期の過程——』（大日本山林会 一九八三年）が与えてくれるが、それらはなにぶん概説ないし行政史としての色彩が強く、それらの基礎資料たる林業発達史資料ほかの涉獵が必要となってくる。

戦後期の変化については、当然のことながら、研究成果は豊富になってくる。林業経営の実態的な推移を含めて包括的に扱った研究を、単行書とそれに収録された論文についてみると、紙野伸二「農家林業の経営」(地球出版 一九六〇年)、鈴木尚夫「大林野所有における育林生産の構造」、筒井迪夫「労作的育材生産の存在条件と労働投下の性質」、坂本一敏「素材生産の構造」(以上、倉沢博編前掲書 所収)。大金永治「林業経営論」(日本林業調査会 一九七〇年)。福島康記「戦後素材生産の展開と停滞の構造」、黒田迪夫「林野所有の構造と戦後育林生産の展開」(以上、塩谷勉・黒田迪夫編「林業の展開と山村経済」 御茶の水書房 一九七二年 所収)。飯田繁「造林——その歴史と現状」(日本林業調査会 一九七五年)。奥地正「現代日本資本主義と林業・山村」、安藤嘉友「国産材生産の停滞と伐出業の再編」、赤羽武「育林生産の構造」(以上、林業構造研究会編前掲書 所収)。黒田迪夫編著「農山村振興と小規模経営」(日本林業技術協会 一九七八年)。森巖夫編著「日本林業の構造——一九八〇年世界農林業センサス分析」(農林統計協会 一九八二年)。福島康記「戦後林業の展開と経営体の動向」(筒井迪夫編著「林政学」 地球社 一九八三年 所収)。安藤嘉友「木材資源問題の新たな展開と木材産業の再編」、深尾清造「大規模林業経営の動向」、野口俊邦「中小林家の林業経営」、村嶋由直「大企業の林業活動」(以上、鷲尾良司・奥地正編著前掲書 所収)などがある。

さて、林業経営の問題としては、現状に直接つなぐ開放経済体制以降の推移が問題である。産業全体の体質改善により国際競争力を高めることが必要とされ、中小企業とともに農林業の低所得がむしろ経済発展の阻害要因とされ、それらの近代化・合理化がすすめられるなかで、林業経営はどのように変転をみるか。

優良中小企業に金融・税制上の優遇措置を集中する選別育成政策が中小企業の階層分化を押しすすめるが、林業では製材業、チップ工業、フローリング製造業が中小企業近代化促進法の指定業種とされる。製材業では、商社系列の下、外材を原料基盤として再編成が進んでいたが、その路線が急速に肥大化し、内陸製材工場までが外材に依存する体制が形づくられる。そして主要な素材生産資本であった製材工場は、一方で国内材素材市場を形成させつつ、素材生産過程を切りはなし、流通関係にその関連を置きかえてゆく。紙パルプ企業は素材生産のみでなく、チップ化過程も経営外におし出し、素材業者、チップ工場の相互の競争と選別育成を手法として原料獲得の合理化をはかり、自らの組織は海外投資や商社活動のためのものに転換をはかってゆく。こうして、林業全体が停滞性を深めてゆくのである。福島の素材生産業についての前掲論文は、こう述べている。

安藤氏の伐出業の前掲論文は、業者数の大幅な減少、上層の増加を示す素材生産業の再編過程、とりわけオイルショック以降のマイナス成長期の特徴を、地域性や階層ごとの類型を明らかにしながら考察している。この時期には、国・公有林の資源枯渇が進み、「新しい森林施業」への転換など国内林業縮小要因が加えられ、戦後いち早く進んでいる商社、紙パルプ資本による海外投資の増加(前掲村嶋論文)に対して、国内林業の目的は、いわば輸入できない森林の使用価値―公益的機能の生産にあることの強調がなされてゆく。

素材生産業について、政策的な振興策の対象とならぬような状況の見直しが検討されているようであり、最近、その実態調査が実施されている。その成果<sup>19)</sup>の検討により、現状認識を深めることができよう。最近の研究としては、赤羽武・餅田治之「素材生産の構造と素材生産資本」(筑波大学農林社会学研究 第二号 一九八三年)が、素材生産の実態と研究の論点を簡潔に示している。

育林については、林業構造改善の中心的な担い手としての森林組合事業の拡大が、機械施設投資の集中と専門化がすすむ労働力のその下への編成という形ではかれ、山林作業の森組受託・請負化が進む。併行して、個別経営の共同化でなく、基盤造成としての森林の団地化政策が、累次の補助金のかさあげを伴ってすすめられる。こうして、著

第2表 民有林造林面積の推移

(単位：千ha)

年度	総数			内訳					私営
	総数	再造林	拡大造林	公営					
				総数	道府県	市町村	造林公社	森林開発公社	
1961年	337.5	93.9	243.6	51.7	17.2	29.1	0.5	4.9	192.0
65	283.8	65.8	218.0	59.6	15.4	20.6	3.4	20.1	158.5
70	268.6	35.5	233.0	69.4	12.8	19.7	16.8	20.1	163.6
75	170.2	28.2	142.0	44.4	9.1	8.3	18.0	8.9	97.6
80	116.3	18.8	97.4	42.4	7.3	7.4	16.2	11.4	55.0

(出所) 林業統計要覧 時系列版 1982及び1983 林野弘済会。

森林はいま撫育最盛期であり、収入はなお長期にわたり望めないことから、財政緊縮が問題とされる当今、経営収支問題が早晚顕在化するだろう。その根底には材価の低落と林・工間の生産性格差拡大の長期的傾向の問題があり、たとえ低利であっても期間計算による多額の利子を生む経営として経営合理性が問われる限り、今後も困難な問題を顕在化させてゆくだろう。出稼労働に依存する地域で、不成績造林地を生んだ事例も報告されている。<sup>(21)</sup>

公営分収造林展開のためには、農林漁業金融公庫等による資金融資制度のほか、分収造林をめぐる法的問題を解決する分収造林特別措置法の制定(その前史として紙パルプ企業による造林の進展)等が前提となる。そして、それに先行する、官行造林・都道府県行造林の長い歴史がある。これらは、国による直接的な資源造成の歴史である。

「地方自治体は事実上国家の一分肢にすぎず、国家の出先機関としての地方行政機関にすぎないという面をつよくもっている。そしてその限りでは、『公有』は『国有』に通じる面をもつことになる<sup>(22)</sup>」。公有林のうち都道府県有林は、国有林・御料林の払下げや移管により成立したものが多く、国有林に準じた性格を持つ。その、分収林を含む「模範林」は造林後進地において私営造林を先導する役割を果たした。

市町村有林は、町村制の施行(一八八八年)と相次ぐ町村合併、そして林

しい落ち込みをみせた大山林所有者の育林生産は一定の回復をみせる。中小林家の育林は、停滞的に推移しながらも相対的な安定性をもって続けられている。その中でも、林家家計の賃労働依存の増大と林業所得の低下が著しい。高度経済成長長期に入ってからの中小林家の育林活動の大幅な縮小については、小径木市場の不調や労働市場の変化によるもののほか、山村農業の解体による家族制度の崩壊が資産形成の意欲を消失させた要因も大きい。

停滞期における育林生産の顕著な変化は、公的機関の、融資による造林の増加である。次に、それをみてみよう。

### 三 公的機関による造林の展開

近年の新植面積の落ち込みに対して、公営造林は相対的に堅調に推移し、民有林造林に占める比率は一九六〇年二〇パーセントから一九八一年四〇パーセントに上昇した。なかでも造林(林業)公社の発足による分収造林の増加、おなじ分収造林形態をとる森林開発公社による造林の比重増加が特徴である(第2表参照)。公営造林の比重増大、なかんずく借地造林の増加は、全体の比率は高くはないが、これまで諸氏の論稿によってみてきた育林の非私的資本家的性質、土地所有の零細とその制約性を克服する生産力発展の方向を示すものとして注目される。公社造林は、最近

は、中小林家の山林をも対象に行われている。<sup>(20)</sup>

赤羽武氏は、前掲「育林生産の構造」において、公営分収造林の意義を、造林の落ち込みに歯止めをかける意義に加えて、その作業を森林組合が担い、一事業地の規模が大ききことにより、新しい林業生産力の担い手の形成にかかわる意義を述べている。それと同時に、対象地が経済的距離の遠い、豊度の低い地域が少なくなく、前生樹処理の困難、そして用地枯渇のみとおし等の困難と限界をもっていることを指摘している。

加えて、自己所有地における公的造林を含めて、公的資金の融資を受けての造林の展開が特徴である。造林公社の

野利用の発展・林業地代の発生のなかで、資源造成と市町村財産造成の二つの行政目的により、旧入会地を継承・成立した。そして林地の公有化——単一の所有主体たる公法人による排他的土地所有としての——を行政としては強く指向しながら、結局は住民の権利を残す形でその（重層的な）権利関係によって地元住民の無償労働を吸収することが可能となり、あるいは森林法の規制・国の営林監督そして助成を通じ、その資源化が進められてきた。戦前期の造林政策は、この広義の森林管理官行の歴史である。

その経過を反映し、また、地元民との関係が直接的である市町村の性格により、造林地利用のみに限らない、しいたけ原木林など、地域産業育成のための利用、直轄利用に限らぬ個人や団体による分割利用などさまざまな利用実態がみられる。財産区のような特異な権利形態（その実態は実にさまざまである）のものも少なくない。

公有林の成立経緯や利用・管理・経営の歴史は、林野所有権研究の、また、林業政策研究の好個の題材を提供している。法社会学の分野の研究は少なくないが、林業経済研究者の研究書は意外と少ない。古島敏雄編『日本林野制度の研究』（東京大学出版会 一九五五年）、島田錦蔵編著『公有林野の管理制度に関する研究』（林野共済会 一九五八年）、倉沢博『公有林野における林業の展開過程』（前掲倉沢編著『日本林業の生産構造』所収）、筒井迪夫『林野共同体の研究』（農林出版、一九七三年）等であろう。ほかに解説書があり、最近も資料としては、公有林野全国協議会による統計資料・実態調査報告書、林野庁による公有林野経営動向調査報告書が累積している。最近の公有林経営の実態についての解説は、福島前掲「戦後林業の展開と経営体の動向」にみられる。

公有林経営の問題点について述べ、本章を終わることとしよう。かつての公有林は、「林業経営の対象としてでなく、単なる町村財産の備蓄的手段として存在しているに過ぎぬ」（島田編著前掲書 一〇五ページ）とその土地所有の性格が指摘された。旧い資源化の実績をもつ公有林経営において、その収入が戦後復興期の重要な財源となり、公共

施設整備のため集中的に伐採される一方、全般的に適切な投資や管理がなされぬような事態を指すのである。その後、公社造林に比重を移し、直営部分も制度資金の融資を受けるようになり、事態は変化をみている。そういう中で公有林収入は一般会計に繰入れ費消し、融資により造林が進められるような事例がみられる。総じて、公有林経営の態様はいっそう多様化している。既に公有林は財政上の財産としての意味は小さくなっている。また、膨大な国家財政の赤字の要因としては微々たる部分にすぎないが、財政赤字の縮小が強く求められ、公共事業の全面的な見直し、そして地方財政規模の圧縮が進められている現在、公有林経営の地方財政における位置づけについてはもとより、公有林の現代的意義という根底の問題から、その管理・経営の在り方に至る検討、その提示が求められているのである。

## 〔注〕

- (16) 萩野敏雄 『北洋材経済史論』 林野共済会 一九五七年 二六二ページ。  
 (17) 坂本一敏 「素材生産の構造」 倉沢博編 『日本林業の生産構造』 地球出版 一九六一年 所収。引用は同書 三七八―三九二ページ。  
 (18) 萩野前掲書 八六―八九ページ。  
 (19) 赤羽武・餅田治之・柳幸広登 「素材生産業経営動向等実態調査報告書 昭和五五―五七年度」 林野庁 一九八一年。林政総合調査研究所 「素材生産構造実態調査報告書」 一九八三年。  
 (20) 赤羽武・餅田治之 「林業（造林）公社の設立とその展開過程」 『東京教育大学演習林報告』 第五号 一九七七年。  
 (21) 北尾邦伸 「造林公社の地域的役割——滋賀県における事例研究」 農林漁業金融公庫 昭和五三年度委託調査

報告書 一九六七年。  
 (22) 椎名重明編著 『土地公有の史的研究』 御茶の水書房 一九七八年 八ページ。

## 第二章 林業の労働過程と林業労働問題

小 関 隆 祺

林業資本、すなわち、林業生産主体はその生産機能を果たす過程において、労働力を使用することが必要である。林業生産主体の中には、自家労働力を使用して林業生産を行うものと、労働力を雇用して生産を行うものがある。自家労働力による生産は、小規模所有の民有林において普遍的に行われている形態であるが、これに対し、大規模所有の民有林、国有林などでは労働力購入、すなわち、賃労働雇用によってその生産を行う。

自家労働力投入による林業生産という形態は、我が国の私有林経営とくに小規模所有の育成過程において、無視し得ないウエイトを持つものである。多くの小規模所有林では、育成過程、すなわち、造林部門を自家労働力で行い、立木売りという形で、採取過程を他の経営体にまかせる場合が多い。この場合には立木を買受けて採取過程を担当する素材生産業者が、賃労働を雇用して採取生産を行う。大規模所有の林業経営体は、育成過程でも採取過程でも、賃労働を雇用して行う経営が一般的である。全体としては、資本主義生産様式たる賃労働雇用が大きな比重をしめる。したがって、林業労働問題といわれるものの大部分は、林業賃労働に関連する問題であるといつてよい。

林業の生産過程は、労働者の側からみれば、労働過程にほかならない。すなわち、労働者が労働対象に働きかける過程である。林業生産は、育成過程と採取過程という、経済的にも技術的にもかなり異なったふたつの過程から成り